携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る 制度整備に関する考え方等

総務省では、地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる 周波数を用いて実現を図る新たな放送(207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使 用して行うものに限る。以下「携帯端末向けマルチメディア放送」という。)の 委託放送業務の認定に係る制度整備を進めています。つきましては、当該制度 整備の検討の参考とするため、下記の事項について、意見を募集いたします。

記

- 1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス
 - (1) 携帯端末向けマルチメディア放送では、多様な受信形態を想定して、事業者 が柔軟にその創意工夫を発揮することにより、受信者のニーズに適合する魅力 的なコンテンツが提供されることが期待されています。
 - (2) 一方、携帯端末向けマルチメディア放送は、国民受信者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送の完全デジタル化が完了することによって初めて利用可能となる周波数を使用して行う放送であることから、国民受信者が広く利用できるサービスの提供が期待されています。したがって、放送による公共の福祉の増進の観点から、一部の者のみを対象とする排他的なサービスは、放送として望ましくないとも考えています。
 - (3) これらの考え方を踏まえ、例えば、次のような対応を検討することが考えられます。
 - ア 携帯端末向けマルチメディア放送では、例えば、多様な受信設備とソフトウェアやアプリケーションを組み合わせて行うような、従来の放送とは違った形態のサービスを実現することができるところ、限定された特定の端末やソフトウェア・アプリケーションに向けた放送が行われる場合に、受信者が視聴・利用できる機会が十分に確保されるようにすること。
 - イ 携帯端末向けマルチメディア放送において多種多様なサービスの提供が実現するため、例えばリアルタイム型放送と蓄積型放送の組み合わせ等について、放送形態に応じて認定に係る審査項目を違えるなどして、事業者

- の創意工夫と受信者の幅広いサービス利用のバランスを図るようにする こと。
- ウ 蓄積型放送の視聴行動は、現在行われている一般的な放送とは大きく異なることが予想されるため、その利用の方法に応じた審査項目を設けるようにすること。
- エ 携帯端末向けマルチメディア放送においては、CAS(Conditional Access Systems の略。放送サービスの限定受信システムのこと。)やDRM(Digital Rights Management の略。デジタル著作権管理のこと。)に代表されるいわゆるプラットフォーム機能について、どのように形成され、提供されるかが、委託放送業務全体のみならず受信者の利益に直接・間接に関係し、重要であるので、その機能の提供(事業主体やその提供方法、方式の選択や統一化等)について委託放送事業者等が対応し、取り組むこと。
- (4) 上記の考え方や対応の例示を含め、携帯端末向けマルチメディア放送に おいて実現するサービスに対する考え方について、意見を募集します。
- 2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割当て
 - (1) 携帯端末向けマルチメディア放送において、委託して行わせる放送に係る周波数の範囲である 14.5MHz 幅では、ISDB-Tmm 方式では 13 セグメント形式の 0FDM フレーム(以下「13 セグメント領域」という。)が 2 と 1 セグメント形式の 0FDM フレーム(以下「1 セグメント領域」という。)が 7、利用可能です。技術特性上、これらの計 9 の領域は、独立して利用され、複数の領域を超えて連結して利用することはできません。(2の 13 セグメント領域ではセグメントを連結して利用することができます。)

これらを踏まえ、委託して行わせる放送に係る周波数をどのように参入事業者に割り当てるかを検討しています。

(2) 携帯端末向けマルチメディア放送では、その技術特性から、高品質のリアルタイム型の映像配信や大容量の蓄積型の情報配信から小容量の情報配信まで、様々な形態の放送を行うことが可能です。限られた周波数を能率的に利用するためには、放送の時間帯や利用する周波数帯域を柔軟に設定して、映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせて放送ができるよう、一の委託放送事業者にある程度まとまった周波数を割り当てることが適当と考

えています。

- (3) 一方、携帯端末向けマルチメディア放送は、多様なサービスの可能性が 期待される放送メディアであることから、放送による表現の機会ができるだ け多くの者に確保されることで放送の多元性・多様性が実現し、また、多種 多様な事業者が参入することで新しい放送サービスが実現すると考えます。 新しい放送の普及及び健全な発達に資するよう、複数の委託放送事業者を参 入させることが適当とも考えています。
- (4) これらの考え方を踏まえ、今後の制度整備としては、例えば、次のような対応を検討することが考えられます。
 - ア 13 セグメント領域・1 セグメント領域の計 9 の領域を、それぞれ 1 単位 として割り当てる(9 の認定枠を募集する)こと。
 - イ 13 セグメント領域については分割して複数の者に割り当てること。そ の際、
 - (i) 総務省が申請の枠(特定のセグメント分の周波数(例えば8セグメントと5セグメント等))を決めた上で、申請を受け付けること。
 - (ii) 総務省が 13 セグメント領域を特定の数で均等に配分したもの(例えば 3 セグメント分)を 1 つの割当て単位(例えば 3 セグメント分を 1 放送番組とする) とすることを原則とし、その単位に従った申請を受け付けること。その際には、 複数単位の申請を行うことを可とし、また、割当て単位を超えた帯域を必要と する放送については例外として申請を可とすること。
 - (iii) 割り当てる周波数を同程度にする等、均衡を図ること。
 - ウ それぞれの割当て単位ごとに、「リアルタイム型放送のみ(又は優先)」、 「蓄積型放送のみ(又は優先)」又は「リアルタイム型放送と蓄積型放送 の組み合わせのみ(又は優先)」の枠を設定すること。
 - エ 放送による表現の自由の享有の観点から、1 の事業者への周波数の割当 ては、例えば全周波数帯域幅の 1/3 を超えないといった制限を設けること。
- (5) 上記の考え方や対応(具体的な割当て単位や1者当たりの割当て周波数の上限等)はあくまで例ですが、これらの例示に対するものも含め、周波数の割当て方法に関する意見を募集します。

- 3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性
 - (1) 携帯端末向けマルチメディア放送は、対応受信設備として携帯電話端末が中心となること、また、そのサービスは通信サービスとの親和性が高く、放送と通信とが連携したサービスがその端末上で実現されることが想定されます。
 - (2) 携帯端末向けマルチメディア放送の受信設備となる携帯電話端末が普及すれば、新しい放送市場の立ち上がりを牽引することになり、また、放送と通信とが連携したサービスは、携帯端末向けマルチメディア放送の特性を生かした新サービス市場の形成に寄与することになると考えています。
 - (3) そのため、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの実現に当たっては、 当該放送と密接に関連して提供される通信サービス等を利用できる機会が広く 確保されることが必要と考えています。
 - (4) これらの考え方を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送の普及及び健全な発達を図るため、例えば、次の事項等に関する対応を検討することが考えられます。
 - ア 放送番組の補完を行う通信サービス(携帯端末向けマルチメディア放送により提供される蓄積型放送番組の一部が電波環境等により欠落した場合に、通信回線を通じて当該欠落部分を補完的に取得できるようにするサービス)に係る提供形態や提供条件、設備等の提供に関すること。
 - イ 放送番組の視聴及びそのための契約手続きに必要となる受信設備の操作に 係る設計や仕様の策定・画面上の情報の配置に関すること。
 - ウ 有料放送役務の提供に関する業務(例えば、①契約の締結の媒介、取次ぎ 又は代理の業務、②認証業務、③視聴履歴の収集及び提供の業務、④料金 の請求又は収納代行業務)に関すること。
 - (5) 上記の例示を含め、携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービス等 との関連性に関する考え方や対応について、意見を募集します。

4. 認定手続きの回数や方法

- (1) 携帯端末向けマルチメディア放送は、リアルタイム型放送や蓄積型放送等、 多種多様なサービスが想定されています。認定手続きについて、次の理由から、 複数回に分けた申請及び認定手続きを行うことが考えられます。
 - ア 13 セグメント領域と 1 セグメント領域については、その特性やサービス内容

に違いがあることが想定されるため、両領域の申請者を一律に審査するのではなく、両領域に異なる審査項目や基準を設定するなどして、期日を分けて認定手続きを行うこと。

- イ 携帯端末向けマルチメディア放送のポータル(玄関口)となる EPG(Electronic Program Guide の略。電子番組表のこと。)、ECG(Electronic Contents Guide の略。電子コンテンツ表のこと。)の配信等、委託放送事業者全体に関係するようなコンテンツの提供については、周波数の割当ての大枠が決まった後に、他の領域とは別で申請及び認定手続きを行うこと。
- (2) これらの考え方を踏まえ、例えば、次のような対応を検討することが考えられます。
- ア 13 セグメント領域について 1 回目の認定手続き(周波数の割当て)を行った 後、1 回目で割当てとならなかった部分及び 1 セグメント領域を合わせて 2 回目の認定手続きを行うこと。
- イ 放送番組表等、特別に確保することが必要と考えられる申請枠を設定し、 他の部分とは期日を分けて認定手続きを行うこと。
- ウ すべての周波数帯域について、一括で認定手続きを行うこと。
- (3) 上記の考え方や対応を含め、認定手続きの回数や方法に関する意見を募 集します。
- 5. その他制度整備及び審査に当たっての要望等

その他携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備及び審査に当たって留意すべきと考えられる事項や要望について、意見を募集します。

以上